

県発達支援サポーター一等養成研修
「地域連携講座」

埼玉県発達障害総合支援センター

発達障害について

～家庭児童相談員の立場から～



熊谷市福祉部こども課
家庭児童相談員

矢 嶋 廣 明

はじめに

家庭児童相談員とは？

S39. 4.22 厚生事務次官通知により、福祉事務所に「家庭児童相談室」を設置することとなった。また、運営を担当する課に家庭児童福祉専門職員として社会福祉主事及び家庭児童相談員を配置する。家庭児童相談員の身分は、都道府県又は市町村の非常勤の特別職とし、資格は、教育学部を卒業した者（教員免許を有する者）等で家庭児童福祉に関し学識経験を有する者又は多年にわたり母子相談、精神薄弱児相談業務に従事し成果を挙げたものが考えられる。

※通知より抜粋・加筆

福祉事務所とは？

S26. 3.29 社会福祉法第14条・社会福祉事業法第13条により、市町村に設置することとなった。埼玉県では各市に設置されている他、町村は県福祉事務所が担当している。熊谷市では、福祉部長が福祉事務所長を兼務しており、生活福祉課、長寿いきがい課、障害福祉課、こども課が担当している。業務は、福祉6法（児童福祉法、生活保護法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）にもとづく事務の実施。

H16.12.3 児童福祉法の一部を改正する法律により児童福祉法が改正になり、住民に最も身近な行政機関である市町村が妊産婦にかかわる実態把握や情報提供を行うことや、家庭からの相談に応じて適切な対応を図る責任を持つことが明確になる。

福祉事務所の業務の内、 子ども・子育て支援とのかかわり

①業務全般を通して子ども・子育て支援の問題を発見して対応する

福祉事務所の主要な業務に生活保護に関する事務がある。例えば、生活保護世帯の訪問を通じて子どもの異変に気付くことがある。また、貧困の連鎖を防ぐ意味でも、子どもの学習環境整備が必要である。このように考えると福祉事務所の業務全般が子ども・子育て支援に関係していると言える。

②子ども・子育て支援にかかわる専門性を生かして対応する

児童やその保護者、妊産婦について必要がある場合は、福祉事務所に配置されている専門員が指導などを行う。

③他機関に紹介や送致をする

相談内容が専門的判定を必要とする場合や施設への入所措置が想定される場合などは、児童相談所等に送致する。一方、保育が必要な場合や健全育成のために子育て支援事業の利用が適当な場合などは市町村の担当課に連絡する。

④児童虐待の疑いの通告を受ける場合

福祉事務所は、要保護児童や虐待が疑われる場合の通告先になっており、その内容に応じて状況確認をしたり、児童相談所に連絡する。

家庭児童相談室の相談種別と件数

熊谷市家庭児童相談室

相 談 種 別		対 応 件 数			
		H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
養護相談	児 童 虐 待 相 談	230	267	245	263
	そ の 他 の 相 談	256	256	351	259
保	健 相 談	33	19	10	4
障害相談	肢 体 不 自 由 相 談	0	0	1	0
	視 聴 覚 障 害 相 談	0	0	0	0
	言 語 発 達 障 害 相 談	0	2	2	1
	重 症 心 身 障 害 相 談	0	0	0	0
	知 的 障 害 相 談	1	1	0	0
	発 達 障 害 相 談	2	10	22	12
非行相談	ぐ 犯 行 為 相 談	3	4	4	4
	触 法 行 為 相 談	1	0	0	3
育成相談	性 格 行 動 相 談	19	37	37	34
	不 登 校 相 談	5	14	4	7
	適 性 相 談	0	0	0	0
	育 児 ・ し つ け 相 談	35	37	21	6
そ の 他 の 相 談		8	17	11	7
計		593	664	708	600

家庭児童相談室における発達障害相談の対応

発達障害等の相談を受けた場合は、状況について丁寧に聴き取り、地域で保健・医療・福祉・教育等の関係機関等が連携して支援していくことの可否について判断し、対応する。また、一時保護や心理・医療等の判定および施設への通所・入所が必要なケースなどは、児童相談所と協議を行い、これを児童相談所に送致する。なお、発達障害のほか、主として自宅において日常生活を営む身体に障害のある子ども又は知的障害のある子どもについても、これらの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、市町村、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を行う事業（障害児相談支援事業）が実施されているところである（児福法第6条の2第10号）。※熊谷市障害者相談支援センターの設置

H19.1.23 厚生労働省 市町村児童家庭相談援助指針による

〈対応〉 ※印は熊谷市における主な関係(連携)課所

- ①一時保護の要否 ➡ 熊谷児童相談所
- ②施設入所等の要否 ➡ 熊谷児童相談所
- ③心理・医療面等での判定の要否 ➡ 熊谷保健所、市保健センター、
(こども課臨床心理士相談) 市教育研究所

④保育所・児童クラブ(学童保育)の利用の可否 ➡ 市保育課

⑤障害者通園施設等の利用の可否 ➡ 市障害福祉課、
(放課後等デイサービス含む) 市障害者相談支援センター

⑥発達障害者相談支援センターの利用の可否 ➡ 市障害福祉課

⑦学校・就学指導委員会等の教育機関との連携 → 市学校教育課

⑧地域の子育て支援の可否 → 市母子健康センター
地域子育て支援拠点

⑨療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得。保健・福祉・医療サービスの活用可否 ※市障害福祉課、
熊谷児童相談所、県立リハビリテーションセンター

児童虐待がある場合は、要保護児童対策地域協議会で対応する

御清聴ありがとうございました

